

# 生活福祉資金貸付事業の状況について

平成22年12月21日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

# I 生活福祉資金貸付事業の概要

【創設年度】 昭和30年度

【目的】 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)

【貸付対象】 必要な資金を他から借り受けることが困難な低所得世帯(市町村民税非課税程度)

【貸付資金の種類】

- ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

【貸付限度額】 それぞれの資金種類ごとに設定

【貸付金利子】

- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
  - ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%
- ①教育支援資金、緊急小口資金は無利子  
②不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H22.4.1時点 年1.60%)のいずれか低い金利

【国庫補助】

貸付原資の 10/10 ・ 2/3 ・ 3/4 、事務費の1/2

## 生活福祉資金制度の見直し

利用者の資金ニーズに応じた貸付けを実施するため、見直しを実施(H21. 10)

【見直しの内容】

- ・総合支援資金の創設
- ・連帯保証人要件の緩和  
原則、連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を立てない場合でも貸付可能
- ・貸付利子の引き下げ  
3% → ・連帯保証人を立てた場合 無利子  
・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

## ① 総合支援資金

### 趣旨

失業等、深刻かつ複雑な問題を抱え、日常生活全般に困窮している者に対しては、関係機関と連携を図りながら、継続的に支援を行う必要がある。

こうした継続的な支援とあわせて、生活費及び一時的に必要な資金の貸付を行うことにより、生活に困窮している者の自立を支援する。  
《平成21年10月創設》

### 貸付対象者

- 生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
  - ① 低所得者世帯(市町村民税非課税程度)であって、失業や収入の減少等により生活に困窮していること
  - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
  - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
  - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な相談支援を受けることに同意していること
  - ⑤ 貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
  - ⑥ 生活保護を除く他の公的給付又は公的な貸付を利用することができないこと

### 貸付内容

- 継続的な相談支援(就労支援等)とセットで以下の資金を貸付
  - 1 生活支援費(20万円以内/月) ※単身世帯の場合は、15万円以内/月  
※ 生活再建までの間に必要な生活費(最長1年間)
  - 2 住宅入居費(40万円以内)  
※ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費
  - 3 一時生活再建費(60万円以内)  
※ 就職活動費、技能習得費、債務整理費用(予納金、弁護士費用等) 等

## ② 福祉資金

### 1 福祉費

- ・対象経費 …対象日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用
- ・貸付上限額 …貸付目的により上限額を設定 (例)療養・介護を受けるのに必要な経費:170万円以内

### 2 緊急小口資金

- ・対象経費 …やむを得ない事由により、緊急かつ一時的に必要な少額費用
- ・貸付上限額 …10万円以内

## ③ 教育支援資金

### 1 教育支援費

- ・対象経費 …高等学校、短期大学又は大学等に修学するのに必要な経費
- ・貸付上限額 …高等学校(35,000円以内/月) 短期大学(60,000円以内/月) 大学(65,000円以内/月)

### 2 就学支度費

- ・対象経費 …高等学校、短期大学又は大学等への入学に際し必要な経費
- ・貸付上限額 …50万円以内

## ④ 不動産担保型生活資金

### 1 不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯のうち、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する場合に、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う。

### 2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護の高齢者世帯であって、一定の不動産を有する場合に、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う。(生活保護における居住用不動産の活用)

## Ⅱ 臨時特例つなぎ資金貸付事業の概要

### 趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、住宅手当等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしている。

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付けることにより、その自立を支援する。

《平成21年10月創設》

### 実施主体

都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)

### 貸付対象者

住居のない離職者であって、次のいずれにも該当する者

- ① 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ、当該給付等の開始までの生活に困窮している者
- ② 金融機関の口座を有していること

### 貸付内容・条件

貸付限度額: 10万円以内

連帯保証人: 不要

利 子: 無利子

償 還: 申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還

### Ⅲ 生活福祉資金の貸付決定状況

OH18～H21 貸付決定件数と貸付決定金額

資金種類	H18		H19		H20		H21	
	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)
福祉費等	2,104	18.6	1,799	15.9	1,736	14.9	4,115	33.4
緊急小口資金	1,174	0.6	1,514	1.0	3,127	2.4	15,590	13.3
教育支援資金(修学資金)	6,664	58.2	6,732	54.5	7,906	60.3	13,139	93.0
総合支援資金 ※H21.10～							26,353	178.7
離職者支援資金 ※～H21.9	969	13.9	870	12.5	1,610	23.0	1,960	24.1
不動産担保型生活資金 (長期生活支援資金)	123	21.4	276	34.6	486	45.0	371	36.7
計	11,034	112.6	11,191	118.4	14,865	145.6	61,528	379.2

## IV 総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付状況 (H21.10～H22.10)

※ 速報値であるため今後数値が変動する可能性があります。

対象月	総合支援資金									臨時特例つなぎ資金		
	貸付決定者数 (※1)	貸付決定状況 (※2)			生活支援費		住宅入居費		一時生活再建費		貸付決定状況	
		人(実人員)	件	億円	件	億円	件	億円	件	億円	件	億円
	H21.10月	883	1,055	7.9	798	7.4	101	0.2	156	0.3	442	0.3
H21.11月	2,469	3,215	21.1	2,209	18.8	460	1.0	546	1.2	759	0.7	
H21.12月	3,973	5,172	33.0	3,642	29.8	709	1.6	821	1.6	987	0.9	
H22.1月	3,853	4,999	31.7	3,564	28.7	568	1.3	867	1.6	993	0.9	
H22.2月	4,125	5,563	32.7	3,785	29.1	762	1.7	1,016	1.9	1,026	0.9	
H22.3月	4,559	6,195	36.2	4,171	32.0	812	1.8	1,212	2.2	1,033	0.9	
H22.4月	3,904	5,475	33.3	3,654	29.6	762	1.7	1,059	1.8	958	0.9	
H22.5月	3,197	4,511	27.2	3,015	24.3	602	1.4	894	1.5	806	0.7	
H22.6月	3,755	5,290	31.7	3,549	28.3	736	1.7	1,005	1.6	875	0.8	
H22.7月	3,224	4,582	28.2	3,053	25.3	609	1.3	920	1.5	740	0.6	
H22.8月	2,798	3,944	24.3	2,688	21.9	483	1.0	773	1.2	557	0.5	
H22.9月	2,135	3,057	20.0	2,010	18.1	453	1.0	594	0.9	510	0.4	
H22.10月	1,876	2,772	18.0	1,822	16.2	384	0.8	566	0.9	478	0.4	
累計	40,751	55,830	345.9	37,960	310.2	7,441	17.0	10,429	18.7	10,164	9.5	

※1 総合支援資金の貸付決定者数は、同一の者が複数の資金費目を申請する場合があるため、各費目の合計件数と一致しない。

※2 各月及び各資金費目の貸付決定額は端数を切り捨てているため、合計額は一致しない。

## V 生活福祉資金利用実態把握調査(22年10月)

### ○ 改正貸金業法完全施行以降、多重債務者からの相談件数

ほぼ変わらず : 39

若干増加 : 8

かなり増加 : 0

---

合計 : 47都道府県

### ○生活福祉資金の貸付決定者における他の借入状況(35都道府県より回答)

生活福祉資金借入決定件数 : 3,103件(100.0%)

総量規制の抵触者 : 446件( 14.4%)



## VI 最近の取組について

### ○社会福祉協議会の体制整備

- ・ 社会福祉協議会における相談支援体制の整備・充実を図るために、平成21年度第2次補正予算において財政措置を実施。(22年度において相談員等約1300人増員(予定含む))
- ・ 23年度も引き続き財政措置を行う予定。

### ○関係機関との連携

- ・ 都道府県社会福祉協議会が各都道府県の多重債務対策本部(又は協議会)に参加するとともに、必要に応じて、関係機関と連携を図りながら、多重債務者に対して必要な支援を行うよう再度要請。
- ・ 各都道府県を通じ、全国の社会福祉協議会に対して、必要に応じて相談者を多重債務相談窓口案内するよう要請。また、日本司法支援センター(法テラス)と協力し、法テラス案内用リーフレットを作成し、全国の社会福祉協議会で活用を依頼。